

令和6年度津久井高等学校不祥事ゼロプログラムの検証等

取組課題	目標	行動計画
1 法令遵守意識の向上(服務規律の徹底)	法令遵守の意識を向上させ、公私の別を明らかにし、公務外の非行を防止する。	<ul style="list-style-type: none"> ・職員打合せや職員会議等で、不祥事未然防止策について注意喚起をしながら、気になることについてはお互いに声掛けを徹底した。公務内外に関わらず、教育公務員として高い倫理観を持ちながら、服務規律を遵守することができた。 ・教育公務員として高い倫理観を持って、勤務時間外やどのような場所であっても社会の目が向けられていることを常に意識しコンプライアンスを重視した行動をすることができた。
2 職場のハラスメント(パワハラ、セクハラ、マタハラ等)の防止	研修等で人権感覚を養い、良好で風通しの良い労働環境を形成し、お互いに人権意識を高めあう職場づくりをする。	<p>若手の職員の比率が多く、従来のやり方に固守することなく、事故未然防止及び円滑な業務改善の観点から積極的な意見交換等を重ねながら、お互いを尊重する土壤ができている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・風通しの良い職場環境であり、パワハラ・セクハラ・マタハラ行為と受け取られかねない事案はなかったが、引き続き人権意識を尊重しながら、より一層の啓発が必要である。
3 児童・生徒に対するわいせつ・セクハラ行為の防止	人権感覚を磨き、何事にも疑義を持たれないよう指導の場で細心の注意をする。	<ul style="list-style-type: none"> ・昨年度に引き続き、重点課題として取扱い校内研修を行った・生徒の立場に立って、指導が一方的になったり、社会通念上許されない言動がないよう、生徒の人権には十分に留意する。 ・生徒とは常に適正な距離を心掛け、教育職員として逸脱する行動・言動のないよう注意した。若い職員も多いので、生徒の状況についても管理職を含めた複数で把握し、声掛けを続けてきた。この項目については引き続き、教職員の人権意識の啓発をしていく。
4 体罰、不適切な指導の防止	生徒の人権を尊重し、体罰や不適切な指導を未然に防止する。	<ul style="list-style-type: none"> ・職員相互が注意できる環境をつくり、気になることは、すぐに報告・連絡・相談しやすい環境を整備できた。 ・生徒・保護者の気持ちや意見に寄り添いながら、教育相談・支援を中心とした指導体制を確立する。 ・人権意識を重視した対応に留意し、教員の資質向上を目指して未然防止に努める。
5 入学者選抜、成績処理及び進路関係書類の作成及び取扱いに係る事故防止	マニュアルに基づく確実な処理で入学者選抜、成績処理及び進路関係書類の作成における事故を防止する。	<ul style="list-style-type: none"> ・入選業務マニュアルの見直し、改善を行うとともに、全日制との情報共有も行いながら、事故のリスクについてあらゆる場面を想定しながら事故防止に細心の注意を払うことができた。 ・入学者選抜における採点誤り等の事故を起こさないという高い意識を引き続き醸成することができた。 ・進路について、調査書及び個人情報等に留意しながら、生徒の進路目標の実現を図った。
6 個人情報等の管理、情報セキュリティ対策	個人情報の適正管理により、流失事故等を未然に防止する。	<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報を含む起案文書等は、外から見えないように配慮し、鍵のかかる場所に保管することを徹底して漏洩、ご廃棄、紛失を防ぐことができた。 ・生徒、保護者から預かっている個人情報の取扱いについても管理を徹底し、複数の教員により個人情報の管理について対策重要度ごとの個人情報の保管規定について周知を図り、適切に管理した。また、T e a m s による情報の管理を徹底し、情報の流失防止を徹底した。
7 交通事故防止、酒酔い・酒気帯び運転防止、交通法規の遵守	交通ルール・マナーを遵守し、違反者ゼロ、交通事故ゼロを継続する。	<ul style="list-style-type: none"> ・飲酒運転を絶対にしないという教育公務員として強い倫理意識を持たせることができた。交通事故・交通違反の防止のために、交通安全法規を熟知し、安全確認を励行に努めた。自家用車通勤が多い状況に鑑み、日ごろより疲労や健康に留意しながら安全運転を心がけ、絶対に交通事故を起こさない意識を共有した。
8 業務執行体制の確保等(情報共有、相互チェック体制、業務協力体制)	情報共有と相互チェックを徹底し、業務執行上の事故を未然に防止する。	<ul style="list-style-type: none"> ・職員数の減によりグループ業務の見直しや改善を図り、サブリーダーを中心に業務方法の改善に努め、全教職員にマニュアルの確認と周知を徹底し、共通理解を図ることにより、事故防止のためのチェック体制を確立して情報の共有を徹底した。
9 財務事務調査指導等の適正執行	不適正な会計処理をしない。私費・県費の会計処理をルールに則り適正に執行する。	<ul style="list-style-type: none"> ・マニュアルに基づいた帳票類の記載、管理を適切に行う。 ・会計担当者に対し、年度当初に私費会計基準や適切な会計処理について説明会を開き、誤りやすいポイントを明確にするとともに、過去の事故例について理解させ、適正な会計処理手順について周知した。 ・啓発資料等により、適正な会計処理の仕方について全職員に周知徹底した ・執行状況を1ヵ月ごとにチェックし、帳票類の管理が適切に行われているかチェックした。 ・予算の早めの執行を促すとともに、月締めの出納簿を翌月に提出することを促進した。 ・監査の指摘事項は、速やかに全職員で共有し、同種の事故を未然に防止する。

